

本別町の事業者

新型コロナウイルス感染症対策

緊急支援をいたします!!

事業売上(税抜)が20%以上減少した町内全事業者に対して、最大20万円を補助いたします。

ただし、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」にあつては、最大100万円の補助になります。

補助対象者

- 1 町内に住所を有し、町内で現に事業を営み、引き続き事業を継続していく意思がある者
 - 2 中小企業信用保険法で規定する「中小企業者」であること。
 - 3 令和2年3月～4月の合計事業売上額(税抜)が前年同2ヶ月間の合計事業売上額(税抜)と比較して20%以上減少した者。ただし、新規開業により比較が困難な場合は、開業月から令和2年2月までの売上合計額(税抜)の平均額に2を乗じた額との比較による。
 - 4 町税、国民健康保険税の滞納がなく、本別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号又は第2号又は3号に該当しない者
- 4

補助率および補助金の限度額

補助率は売上減少額の1/2で、その上限額は20万円（千円未満は切捨て）とします。

ただし、日本標準産業分類大分類に定める「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」にあつては、その上限額を次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 売上減少割合が20%以上30%未満 | 上限 40万円（千円未満は切捨て） |
| ② 売上減少割合が30%以上40%未満 | 上限 60万円（千円未満は切捨て） |
| ③ 売上減少割合が40%以上50%未満 | 上限 80万円（千円未満は切捨て） |
| ④ 売上減少割合が50%以上 | 上限 100万円（千円未満は切捨て） |

必要書類

- 1 補助金交付申請書
 - 2 平成31年3月～4月の事業売上が確認できる決算書（写し）もしくは売上台帳
 - 3 令和2年3月～4月の事業売上が確認できる試算表もしくは売上台帳
 - 4 令和元年度分の所得税申告書（B様式）の写し、法人事業者においては直近の法人税申告書の写し（ただし本別町商工会員は不要）
 - 5 交付金振込先通帳及び印鑑をご持参ください
- ※補助金交付申請書および補助金交付請求書は商工会窓口で配布いたします。

申請受付・支給

申請受付開始：令和2年5月1日(金) ※土日祝を除く平日 9:00～17:00
補助金支給開始：令和2年5月8日(金)

お問い合わせ・申請書窓口

本別町商工会 TEL 22-2529